

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項
及び第3項に掲げる協議が調っていることの証明書

高砂市運賃協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運賃協議会の名称及び対象市町村

名 称 : 高砂市運賃協議会
対象市町村 : 高砂市

2. 運賃協議会において合意に至った年月日

合意年月日 : 令和8年2月9日

3. 協議が調っている路線

高砂市コミュニティバス

4. 協議が調っている内容

【運賃の設定】

高砂市コミュニティバス「じょうとんバス」系統

・じょうとんバスミニ阿弥陀ルート（JR曾根駅～鹿嶋神社～JR宝殿駅線）

片道運賃について、一律料金で

大人	200 円
小児	100 円

とする。詳細は「7. その他」に記載の表のとおり定める。

なお、「大人」は中学生以上、「小児」は小学生とし、小学生未満は無料とする。

5. 運行主体

伊保タクシー有限会社

6. 実施予定日

令和8年4月1日

7. その他

「じょうとんバス（じょうとんバスミニ含む）」について、今後路線の変更等を行う際には、運賃の見直しや運行事業者の変更を行わない限り、今回協議する運賃と同じ運賃を適用する。

裏面に続く

表 運賃の種類及び額

運賃の種類		額	
普通旅客運賃	片道	大人	1乗車につき 200 円
		小児	大人運賃の半額
定期旅客運賃 (※)	普通	大人	1ヶ月 6,300 円、3ヶ月 17,960 円 6ヶ月 34,020 円 [算出根拠] (1ヶ月) 300 円×30 日×0.7 (3ヶ月) 1ヶ月定期旅客運賃×3× 0.95 (6ヶ月)1ヶ月定期旅客運賃×6×0.9
		小児	(大人定期旅客運賃の半額) 1ヶ月 3,150 円、3ヶ月 8,980 円 6ヶ月 17,010 円
		大人障害者等	(大人定期旅客運賃の半額) 1ヶ月 3,150 円、3ヶ月 8,980 円 6ヶ月 17,010 円
旅客運賃の 割引	一般 割引	障害者等割引	大人：片道普通旅客運賃の半額 (小児の旅客は 50 円)
		運転免許返納者割引	大人：片道普通旅客運賃の半額
		75 歳以上	片道普通旅客運賃の半額
		1 日乗車券	300 円 (小児・障害者(大人)・免許返納 者・75 歳以上の旅客は 150 円、障害 者(小児)の旅客は 80 円)

※じょうとんバスで使用できる神姫バス株式会社が発行する定期券を提示することで、じょうとんバスミニ阿弥陀ルートで使用可能

令和 8 年 2 月 9 日

高砂市運賃協議会 会長

高砂市都市創造部長 井上 陽介